

令和4年1月24日

各都道府県・政令市産業廃棄物担当部（局） 御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

水銀血圧計等回収促進事業のアンケートの実施について（協力依頼）

平素より、産業廃棄物行政に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

平成25年10月に「水銀に関する水俣条約」が採択され、平成29年5月に締約国数が発効要件である50か国に達し、平成29年8月16日に条約が発効いたしました。水俣条約では、水銀廃棄物の環境上適正な管理が求められており、教育機関等に退蔵されている水銀温度計等については、将来的な不適正処理等（災害時の紛失等を含む）によるリスクを低減するため短期間に集中的に回収・処分していくことが望ましいところです。

環境省では、平成28年度に新潟県及び栃木県において、平成29年度に熊本県及び秋田県において、自治体の協力の下教育機関等に退蔵されている水銀温度計等の回収に係る計画の策定等の支援を行い、モデル事業を実施しました。平成29年度及び平成30年度には、これらのモデル事業によって得られた知見を基に、回収促進事業を紹介するセミナーを教育委員会及び産業廃棄物行政主管部を主な対象として開催しました。令和3年度においても、平成30年度から引き続いて水銀廃棄物に関する問合せ窓口を設けており、回収促進事業の計画策定等の技術的な支援を行い、全国の教育機関等で不要になった水銀温度計等が集中的かつ効率的に回収されるよう推進しています。

今後更に効果的な回収促進を検討していくため、教育委員会及び私立学校を対象にアンケートを実施し、各都道府県、指定都市及び市区町村教育委員会等による水銀温度計等回収事業の取組状況等や私立学校の廃棄状況等を把握したいと考えております。

つきましては、各都道府県産業廃棄物担当部（局）におかれては、各都道府県教育委員会に別紙1、各都道府県私立学校※主管課に別紙2を、各政令市産業廃棄物担当部（局）におかれては、各政令市教育委員会に別紙1をお送りいただき、アンケートへの御協力を御依頼いただきますようお願いいたします。（※私立学校の対象は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校とします。）

また、各都道府県産業廃棄物担当部（局）が各都道府県教育委員会に対して依頼する際は、域内の市（指定都市、中核市を除く。）町村教育委員会に、同アンケートへの御協力を御依頼いただきますよう併せてお願いいたします。

回答については、教育委員会及び私立学校（学校法人による回答も承ります。）から当業務の請負者である（株）リーテムへ直接送付していただくため、貴部局で取りまとめていただく必要はありません。

なお、本依頼については、文部科学省担当部局と協議済みであることを申し添えます。

お忙しい中恐れ入りますが、御理解・御協力のほどよろしくお願いいたします。